

# 平成 30 年 度

## 学 校 防 災 計 画

消 防 計 画

地震防災応急計画

「避難所」対応計画



避 難 訓 練

## 伊豆の国市立大仁北小学校

所在地 伊豆の国市守木 3 1 2

電 話 0 5 5 8 - 7 6 - 3 6 1 0

F A X 0 5 5 8 - 7 6 - 4 7 5 3

# I 防災計画

## 1 目的

大規模地震対策特別措置法に基づき、地震防災計画を含め本校の総合的な防災対策を強化して児童の生命・身体の安全を確保し、校舎等の施設・設備の保全を図る。

## 2 学校、学区の環境と危険度

### (1) 自然環境

旧大仁町の北部に位置し、宗光寺、守木、御門、白山堂の純農村地域と、開発によって新設された星和、立花の住宅地、伊豆箱根鉄道の田京駅周辺の停車場地区からなる。星和、立花地区を除くと比較的平坦な地域である。学校の東側を流れる谷戸川が増水し、時に床下浸水の被害を周辺住宅にもたらしている。

### (2) 社会環境

中伊豆の交通の要衝であり、中小企業や農業、商業が盛んである。しかし、児童が登校する道路は道幅が狭く曲がりくねっている上、交通量も多く危険である。また、保護者の職業はサラリーマンが多く、共働きの留守家庭もかなりあるので、児童の安全確保にやや不安がある。

### (3) 学校の施設、設備

本校は昭和59年に開校され、築後30年が経ているものの鉄筋三階建の地震対策に基づいて建てられた校舎のため、倒壊の恐れはほとんど無いと思われる。

また、火災発生時には校舎内の防火シャッターが作動するようになっている。校庭は災害時の避難場所として適切である。

## 3 基本方針

前述の目的、環境及び危険度と市地震対策計画を踏まえ、次のように定める。

- ア、第1に児童の身体及び生命の安全の確保を、第2に教師の身体及び生命の安全を確保する
- イ、注意情報発令後又は地震発生後は必要と認められる間、学校を休業し、特別の場合を除くほか、児童を父母または地域対策組織へ返す。
- ウ、教師は、児童下校後または休業中も原則として学校にあって、それぞれの任務、分掌に従い、学校施設設備の保全を図る一方、必要に応じて地域と連携し、児童の指導を行なう。
- エ、防災計画、災害対策計画は市並びに地域対策計画と密接な連携のもとに作成する。
- オ、重要書類は常時耐火書庫に保管し、非常搬出は行なわないことを原則とする。

## 4 平常時における防災対策

### (1) 火気の注意

- ア 管理、後始末を厳重にする。
- イ 特別教室での火気使用の場合は、特に留意する。
- ウ 電気器具を使用する場合は、使用後にプラグをぬく。
- エ 消火器設置場所、消火栓場所等は、常に熟知しておく。

### (2) 地震対策

- ア 転倒・移動しやすい物は固定し、戸棚の上に落下しやすい物を置かない。
- イ 避難路は常に点検し、歩行の障害となる物を置かない。
- ウ 非常用救急薬品、非常用メガホンを常置する。

### (3) 盗難防止

- ア 管理分担を明確にし、戸締まりを確認する。
- イ ガラスの破損、戸締まりの不良箇所、その他施設の破損等が発生した場合は、担当者に連絡して処置をする。

### (4) その他

- ア 危険薬品、引火性物質の常置場所や保管を厳重にする。
- イ 重要書類は耐火書庫に置き、個人の貴重品は学校に置かない。
- ウ 月末の「安全点検」の徹底を図り、校内施設設備の状態を熟知すると共に修理保全に努める。

## 5 非常時の対策（北っ子危機対応マニュアルを各家庭に配布）

### (1) 火災対象

#### ア 火災発見者の処置

火災を発見した者は、直ちに火災発生場所を連呼し、近くにいる職員に知らせると共に校長、教頭に連絡する。

#### イ 火災の通報を受けた職員の処置

状況判断により、次の処置をする。

- a 非常ベル・火災報知機を鳴らし、校内放送で各授業担当者に避難の指示をする。

- b 外部連絡をする。

1 1 9
-------

田方中消防署	_____	0 5 5 8 - 7 6 - 0 1 1 9
大仁警察署	_____	0 5 5 8 - 7 6 - 0 1 1 0
市教育委員会 学校教育課	_____	0 5 5 - 9 4 8 - 1 4 5 3
教育総務課	_____	0 5 5 - 9 4 8 - 1 4 4 4

#### ウ 児童避難後の行動

- a 避難場所に集合直後、各学級担任は人員の確認と報告をする。  
「〇年〇組、在籍（ 名）・欠席（ 名）・現在数（ 名）」

- b 児童が安全に避難した後、児童保安者を残して、耐火書庫以外の書類の搬出、消火にあたる。

#### エ 児童不在時

- a 校内の火災を発見した者は、大声で火災発生を職員に告げ、近くの消火器による初期消火をする。

- b 外部への連絡を早急に行なう。
- c 休業日等は、直ちに学校長・教頭に連絡すると共に全職員に知らせる。
- d 初期消火に努めると共に、耐火書庫以外の書類を搬出する。(校長室・職員室・事務室)

## (2) 地震対象

### ア 地震発生時の処置

#### a 校舎内

- ・ 教室での授業の場合は、教師の指示により机の下に一時避難する。
- ・ 振動がおさまったら、本部の指示により屋外に避難する。
- ・ 落下物、足下には十分注意する。

#### b 校舎外

- ・ 運動場にいる場合は、建物から離れてその場所で待機する。
- ・ あわてて教室に入らず、次の指示を待つ。
- ・ 登下校途中の場合は、建物から離れてその場で集団で待つ。
- ・ 学校に登校可能な場合は登校する。
- ・ 学習中の避難要領は、火災に準じる。
- ・ 児童の帰宅はPTAの協力により、保護者または代理人に引き渡す。

### イ 緊急地震速報が流れた場合

- ・ 緊急地震速報の音声の流れたら、どんな状況でも即座に自分の身を守る体勢をとる。
- ・ 倒れやすい物、ガラス、落ちてきそうな物から離れ、机の下や太い柱の近くに身を寄せる。

### ウ 注意情報が発令された時の対応

#### a 学習時

- ・ 的確な情報の収集により、在校・下校の判断をする。
- ・ 下校に際しては、児童の保護者または代理人に引き渡す。
- ・ 常に児童が動揺しない体制を教師はとるようにする。

#### b 家庭及び登下校時

- ・ 的確な情報の収集により、在宅の指示を市広報機関を通して全家庭に徹底する。
- ・ 登下校途中の場合は、可能な限り登校して教師の指示を受ける。
- ・ 途中で市から帰宅通知を受けた場合は、それに従う。
- ・ 県・市の対策委員会、教育委員会と連絡を密にする。

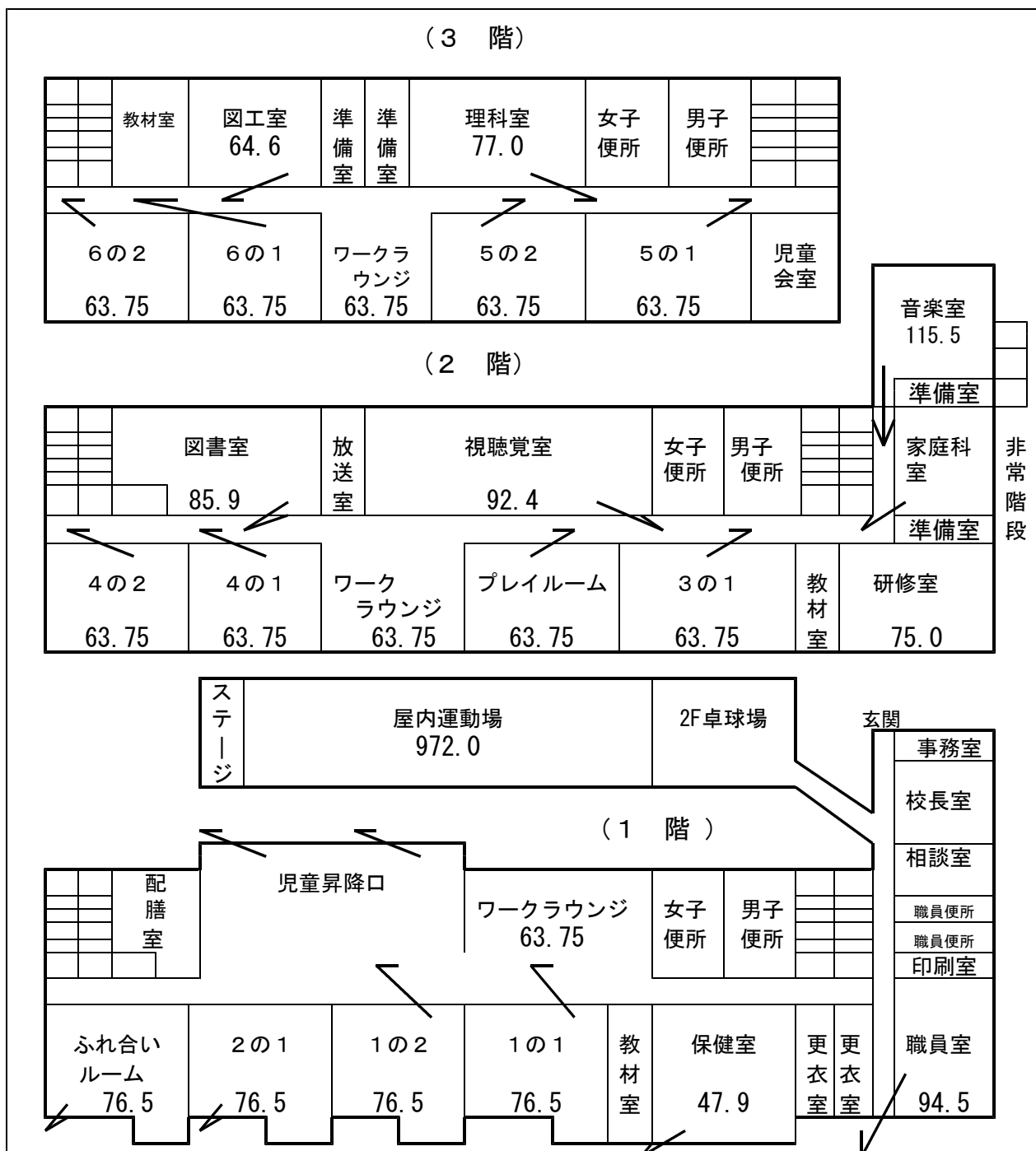
## (3) 暴風雨時の緊急下校

- a 気象予報の聴取、通学路等の状況を把握し、教育委員会とも連絡をとる。
- b 地区責任者、PTAとの連絡により、児童を引き渡す。
- c 学級担任は、本部の指示により児童の人数を確認し、地区別集合教室に集合させ、集団下校させる。

## 6 平成30年度 避難訓練計画

第1回	4月13日(金)	地震	・避難経路と避難場所を知り、実際に確認する。 (新入生に、教室からの避難を周知徹底する)
第2回	4月25日(水)	不審者	・不審者侵入に対する防犯・避難の訓練
第3回	5月25日(金)	火災	・火災場所の違いによる教室からの避難経路・集合場所の確認
第4回	9月3日(月)	総合防災	・大規模・突発地震発生による引き渡し訓練 帰宅の方法や態度を指導する。小中合同
第5回	11月1日	地震	・緊急地震速報を利用した避難訓練
第6回	1月17日(木)	地震	・予告なしに実施することにより、有事の際の対応 対処の仕方を訓練する。

## 7 校内避難経路

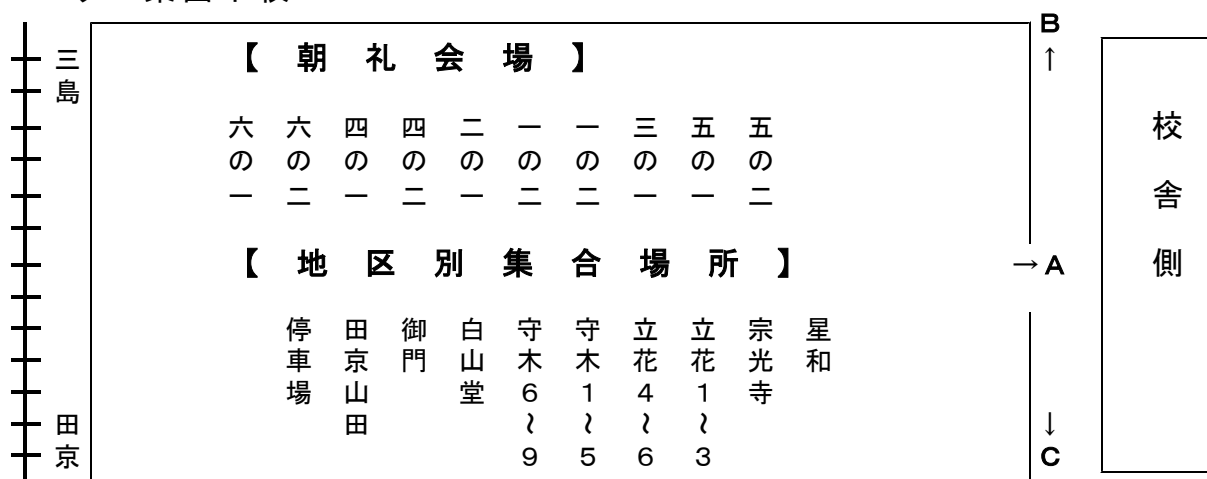


## 8 避難集合場所

- (1) 児童は運動場に朝礼時の通りに学級ごと集合する。
- (2) 人員の確認と報告（在籍数・欠席数・現在数）
- (3) 状況により避難場所を移動する。

### 【 地区別集合場所 】

- (4) 集団下校の場合
  - ア 地区別札の前に集団登下校グループ別に集合
  - イ 地区ごとの人員の確認
  - ウ 集団下校



### 【 学校から出る出口 】

- A 田京山田（1部）・宗光寺・立花・守木6～9・星和
- B 守木1～5・御門・白山堂
- C 田京山田（1部）・停車場

## 9 災害対策組織

係	氏名	日常活動	非常時の活動
本部 通報連絡	校長 教頭 藤井	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集</li> <li>・地域防災組織との連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体の指揮</li> <li>・情報の伝達、避難命令</li> <li>・各機関との連絡</li> <li>・災害情報の収集</li> </ul>
企画	大川和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練の実施計画</li> </ul>	
避難誘導	石橋（1F） 菊地（2F） 宇田（3F）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難通路、場所の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路・場所の安全確保</li> </ul>
児童	各担任 授業担当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の把握</li> <li>・集団下校グループ名簿の整理管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員の確認</li> <li>・避難誘導</li> </ul>
救護	三枝 安田	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護用具の整備</li> <li>・応急技術の習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留児童の管理</li> <li>・負傷者の救出</li> <li>・応急救護</li> </ul>
搬出	高橋尚 西村・野毛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常持ち出し物の確認</li> <li>・保管場所の設定、管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要書類の搬出、保管</li> </ul>
消火	原・高橋達・ （授業者以外の職員）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気使用場所の点検</li> <li>・防災備品設備の点検整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期消火</li> <li>・火気・発火物の点検</li> </ul>

## II 地震防災応急計画

### 1 注意情報発令時の対応

#### ア 始業前

児 童	職 員
(1) 在宅児童 登校を見合わせ、保護者と行動をともにしその後は学校からの指示を待つ。 (2) 登校途上の児童 自宅あるいは学校のいずれか近いほうに避難する。 (3) 登校児童 1階又は体育館及びグラウンドに集合し、指示を待つ。  ※日常指導 ・危険箇所は避けて通る。(切れた電線) ・日常の登下校は2名以上で。 ・通学路の大人に協力依頼。	(1) 管理職及び指名された地震防災応急対策要員(大仁地区内在住者)は、直ちに出勤し校内警戒本部設置の準備を行う。 (2) 出勤職員及び出勤途上の職員は速やかに出勤し、児童の動静の把握に努める。登校している児童の管理に当たる。 (☑)教育委員会に児童の動静報告(児童の引渡し～来校保護者) ・自宅に送る。(保護者) ・地域避難地に送る。(保護者) ・学校にとどめおく。 (3) すべてが終了後、校長、教頭及び可能な職員を残し、他は勤務を解く。 (4) 情報の伝達方法の体制を作る。

#### イ 在校時

児 童	職 員
(1) 担任の指示により下校の支度をし、運動場の所定の場所に集合する。 (2) 通学班ごとに帰宅する。 (3) 家の人がない場合は、学校に留まり待機する。	(1) 注意情報発令後ただちに、児童を教室に待機させ職員室に集合。 (2) 児童に「注意情報」の意味を説明し、下校の支度をさせ、校庭に集合させる。 (3) 途中まで教師が引率する。 (4) 家の人がない児童は保護者と連絡。(状況により、送るかとどめおく) (5) 火気、電源等危険物の処理確認。 (☑)教育委員会に児童の動静報告。 (6) 情報の伝達方法の体制を作ると共に、避難所運営の準備を開始する。

#### ウ 放課後

児 童	職 員
(1) 校舎内や運動場で遊んでいる児童は、放送の指示で下校の支度をし昇降口に集合する。 (2) 通学班ごとに帰宅する。 (3) 家の人がない場合は、学校に留まり待機する。	(1) 学校に残っている児童を素早く集め、注意情報発令の説明と、今後の指示をする。(児童氏名の把握) (2) 家の人がない児童は学校に留め保護者と連絡し、引き渡す。(状況により、送るかとどめおく) (3) 帰宅児童、下校途中の児童の把握を手分けして行なう。(☑)教育委員会に報告

## エ 下校時

児 童	職 員
(1) 下校途中の子供はそのまま下校する。	(1) 職員のその後の対応を協議する。

## オ 在宅時

児 童	職 員
(1) 保護者が在宅している場合は、保護者と共に行動する。 (2) 保護者不在の場合は、日常の家庭の約束に沿って行動する。	(1) 火気、電源等危険物の処置確認。 (2) 保護者不在の時、判定会が招集されたら、子供はどう対応するか決めさせる。 (日常指導) (3) 情報の伝達方法の体制を作る。

## カ 行事等で校外引率の場合

児 童	職 員
(1) 引率教師の指示に従う。	(1) 状況を的確に判断し、最善の策を取る。 ・学校からの情報伝達。 ・学校との連絡。 ・その地域の災害対策本部との連携。 (☎) 教育委員会に報告



## 2 予知情報発令時及び警戒宣言発令時、大規模地震発生時の対応

### ア 始業前

予知情報発令時の対応	
児 童	職 員
(1) 在宅児童 登校を見合わせ、保護者と行動をともにしその後は学校よりの指示を待つ。 (2) 登校途上の子供 自宅あるいは学校のいずれか近いほうに速やかに避難する。 (3) 登校児童 1階又は体育館及びグラウンドに集合し指示を待つ。 ※日常指導 ・危険箇所は避けて通る。(切れた電線) ・日常の登下校は2名以上で。 ・通学路の大人に協力依頼。	(1) 職員は、できるだけ速やかに出勤し、児童の動静の把握に努める。 登校している児童の管理に当たる。 (☑) 教育委員会に児童の動静報告(児童の引渡し～来校保護者) ・自宅に送る。(保護者) ・地域避難地に送る。(保護者) ・学校にとどめおく。 (2) すべてが終了後、校長、教頭及び地震防災応急対策要員(大仁地区内在住者)を残し、他は勤務を解く。 (3) 教育委員会との連絡を密にし、情報の伝達方法の体制及び避難所運営体制を作る。
大規模地震発生時の対応	
児 童	職 員
(1) 在宅児童は保護者の指示に従い、保護者と行動を共にする。 (2) 登校途上の子供 倒れる物や落ちてくる物に注意し、静かにしゃがんで地震のおさまるのを待つ。 地震がおさまったら ・家か学校の近いほうへ行く。 ・近くの大人に助けを求める。 (3) 登校児童 机の下にもぐるなどして身を守る。 運動場又は昇降口に集合し、先生の指示に従う。  <u>日頃の避難訓練の応用</u>	(1) 在宅職員は被害状況の情報収集をする。 家族の安全や家屋の被害や、通勤路の安全確認をした後、可能な範囲で出勤する。 (2) 出勤職員は(すべて記録に取る) ・被害状況の確認(校舎等) ・児童の安否確認、保護者の安否確認、児童家屋の被害状況を情報収集する。 ・地区別に分担し通学途上で地震に遭遇した子の安否確認をする。 (全児童の確認をする) ※二次災害には細心の注意を払う。 (☑) 教育委員会に報告 (3) 登校児童の安全を確保し、引き取りにきた保護者には記録した上で引き渡す。 他の児童については、体育館で待機させる(引渡し継続) (4) 状況に応じて、児童に休校の連絡をする (5) 被災した児童についての学用品等の給与を受ける手段を取る。
(☑) 教育委員会、市災害対策本部と常に連絡を取り、状況の報告と相談・指導を受け、最善の対応をし児童の生命の安全を確保する。 ※災害の状況によっては、職員が出勤できない場合も十分に予想されるので、職員の対応の決定や教育委員会との連絡等は、校長・教頭・教務・年長者の順で行う。 ※学校が地域住民の避難生活場所になることも十分予想されるので、その対応には細心の注意を払い、敏速な対応をする。(開放場所・情報提供・避難所運営 等)	

## イ 在校時

予知情報発令時の対応	
児 童	職 員
(1) 予知情報発令を聞く (2) 担任の指示により下校の支度をし、運動場の所定の場所に避難する。 (3) 迎えに来た保護者と帰宅する。 (保護者と行動を共にする)	(1) 予知情報発令後ただちに、児童を教室に待機させ職員室に集合。 (2) 児童に下校の支度をさせ、校庭に集合させる。 (3) 児童を引き取りに来た保護者に、記録を取り引き渡す。(残った児童の管理) (4) 引き取りに来ない保護者との連絡。(状況により、送るかとどめおく) (5) 火気、電源等危険物の処理確認。 (☎) 教育委員会に児童の動静報告 (6) 情報の伝達方法の体制を作る。
大規模地震発生時の対応	
児 童	職 員
(1) 校舎内の児童 素早く机の下に避難。教師の指示で校庭の指定された場所に避難。 (2) 校舎外の児童 建物から離れ、しゃがんで地震がおさまるのを待つ。 校庭の指定された場所に避難。 (3) 教師の指示で帰りの支度をし、引き取りの待機。 (4) 引き取りの保護者に引き渡され、保護者と行動をとる。 (5) 引き取りの保護者がこない児童は、学校にとどまり、学校職員の管理下に入る。	(1) まず学級の児童の安全の確保に努める。児童の確認、避難誘導、報告。 (2) 担任外は、校舎及び施設設備の被害状況の点検。 (3) 被害児童の有無と救急処置(養護中心) (4) 引き渡し作業 (☎) 教育委員会に連絡 (5) 児童家族の被害状況の把握。 (PTA運営委員との連携) ※引き取りのない場合は、児童は学校にとどめ置く。 (毛布、食料については、教育委員会や町災害対策本部と相談する) ※児童の対応がすべて終わったところで職員その後の対応(避難所運営体制を含む)を協議する。

ウ 放課後・下校時

予知情報発令時の対応	
児 童	職 員
<p>(1) 校舎内や運動場で遊んでいる児童は、放送の指示で下校の支度をして、昇降口に集合する。</p> <p>(2) 保護者が迎えに来るのを待って、下校する。(保護者と行動を共にする)</p>	<p>(1) 学校に残っている児童を素早く集め、予知情報発令の説明と、今後の指示をする。(児童氏名の把握)</p> <p>(2) 引き取りにきた児童を、保護者に引き渡し、残った児童の管理をする。(状況により、送るかとどめおく)</p> <p>(3) 帰宅児童、下校途中の児童の把握を手分けして行なう。(☎) 教育委員会に報告</p>
大規模地震発生時の対応	
児 童	職 員
<p>(1) 下校途中の子供 倒れる物や落ちてくる物に注意し、静かにしゃがんで地震がおさまるのを待つ。 地震がおさまったら ・家か学校の近い方に行く。 ・近くの大人に助けを求める。</p> <p>(2) 在校児童 <u>校舎内</u> すばやく机の下に避難。教師の指示で。 <u>校舎外</u> 建物から離れ、しゃがんで地震のおさまるのを待つ。 校庭の指示された場所に避難。</p> <p>(3) 教師の指示で帰りの支度をして、引き取りの待機。</p> <p>(4) 引き取りの保護者に引き取られ、保護者と行動を共にする。</p> <p>(5) 引き取りの保護者が来ない児童は、学校にとどまり、学校職員の管理下に入る。</p>	<p>(1) 学級の在校児童の安全の確保に努める。児童の確認、避難誘導、報告。</p> <p>(2) 担任外は校舎及び施設設備の被害状況の点検。</p> <p>(3) 被災児童の有無と救急処置(養教中心)</p> <p>(4) 引き渡し作業。</p> <p>(5) 下校途上の児童確認。 手分けして通学路の点検。</p> <p>(6) 保護者の被災状況の確認。</p> <p>(☎) 教育委員会に報告</p> <p>※引き取りのない場合は、児童は学校にとどめ置く。 (毛布、食料については、教育委員会や町災害対策本部と相談する)</p> <p>※児童の対応がすべて終わったところで、職員のその後の対応を協議する。 (避難所運営 等を含む)</p>



### Ⅲ 「避難所」対応計画

#### 1 災害発生時の地域住民への校舎の提供

基本的には教育委員会の権限であるが、道路が寸断され電話等の連絡が不可能になった場合で、緊急を要する場合を想定する。

- (1) 提供する場所（別紙 P14・15 「施設開放区域」図）

住民の避難生活用に **体育館**（トイレ・洗面所・電話あり）

※ ただし、校舎、施設の被災状況により変更が考えられる。

- (2) 早い時期での授業再開のために、原則として学年教室は確保しておく。

※ ただし、地震の規模、避難者の数により変更が考えられる。

その場合は、1階教室より開放する。

- (3) 校門及び玄関、体育館の鍵は、学校の近くに在住する職員が管理する。

※ 平成30年度 石橋（伊豆の国市四日町）

- (4) 情報提供用（住民への連絡用）として、移動黒板を玄関へ設置する。

- (5) 保健室は児童のけがや病気への対応のために確保し、避難者には開放しない。

- (6) 市設置の非常用電話を事務室より持ち出し、体育館に設置し、情報収集をして避難者に情報を提供する。（災害対策本部情報広報担当 30年度 平松・西村）

（情報は避難者の不安を和らげ、パニックを防止する効果がある）（ハンドマイク）

#### 2 災地震災害避難所としての学校職員の対応

- (1) 職員は動静を明らかにし、可能な限り出勤する。24時間学校待機も予想される。

- (2) 保護者との対応をする係（校長・教頭）を置いて、他は児童の動静把握及び保護者の被災状況の把握に努める。（とりまとめ～教務）

- (3) 教育委員会の指示により、学校を臨時休校とした場合は、業務内容を被災者への対応とする。避難者の自治活動を促すための協力者としてリーダーシップを発揮する。

※予想される業務内容（別紙 P16「校内災害対策本部」図）

- (4) 教育委員会の指示により、授業再開の場合には本務に戻り授業並びに児童の心のケアに努める。

- (5) 他地区へ一時転出する児童がいることも予想されるので、連絡を密にし所在を把握する。

- (6) 校長は常に教育委員会と連絡を取りながら業務を推進する。

### 3 地震防災応急対策要員動員計画

時 点		注 意 情 報 発 令 報 道			予 知 情 報 発 令 報 道		
業 務 内 容		校 内 警 戒 本 部 設 置 準 備			校 内 警 戒 本 部 設 置		
動 員 区 分		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	出 張 中	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	出 張 中
本部	校長 教頭 教務	直ちに配 備につく	直ちに 出勤し配 備につく	直ちに 帰校し配 備につく	直ちに配 備につく	直ちに 出勤し配 備につく	直ちに 帰校し配 備につく
	地震防災 応急対策 要員						
一般職員 (近距離通勤者)		直ちに配 備につく	自宅待機	通常勤務	直ちに配 備につく	可能な限 り速やか に出勤し 配備につ く	直ちに 帰校し配 備につく
一般職員 (遠距離通勤者)		直ちに配 備につく	自宅待機	通常勤務	直ちに配 備につく	可能な限 り速やか に出勤し 配備につ く	直ちに 帰校し配 備につく

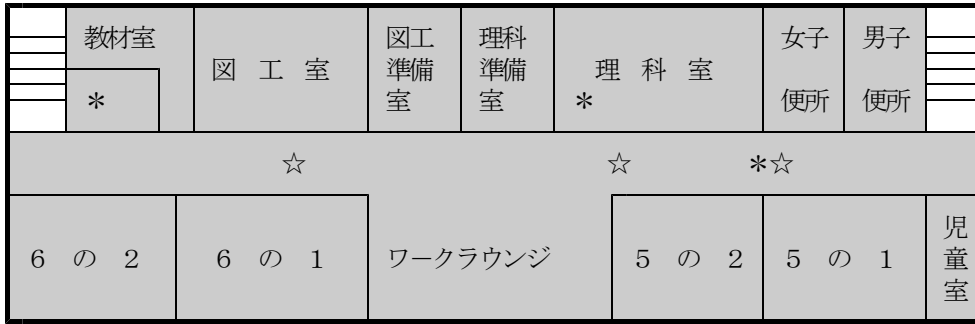
### 4 災害時応急対策要員動員計画

動員震度	動員区分	校 内 災 害 対 策 本 部		
		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	出 張 中
震度5強	校長 教頭 教務 災害対策要員	直ちに配備につく	直ちに出勤し配備につく	直ちに帰校し配備につく
震度6弱 以上	一般職員	直ちに配備につく	直ちに所属校に出勤し、 配備につく。但し、交通 機関の途絶えにより出勤 できない職員は、原則と して、本人が在住する市 町村の学校に出勤し、そ の校長の指示に従う。	直ちに帰校し配備につく 但し、帰校できない職員 は、勤務時間外の遠距離 通勤者に準じる。

## 5 施設開放区域 ①施設内

教室配置図

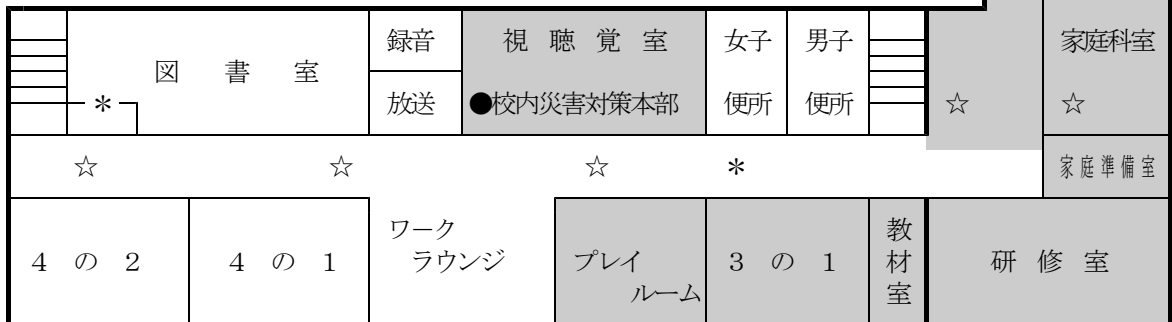
(3階)



\* 火災報知機

☆ 消火器

(2階)

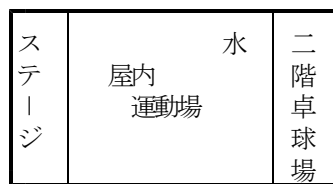


立ち入り禁止区域

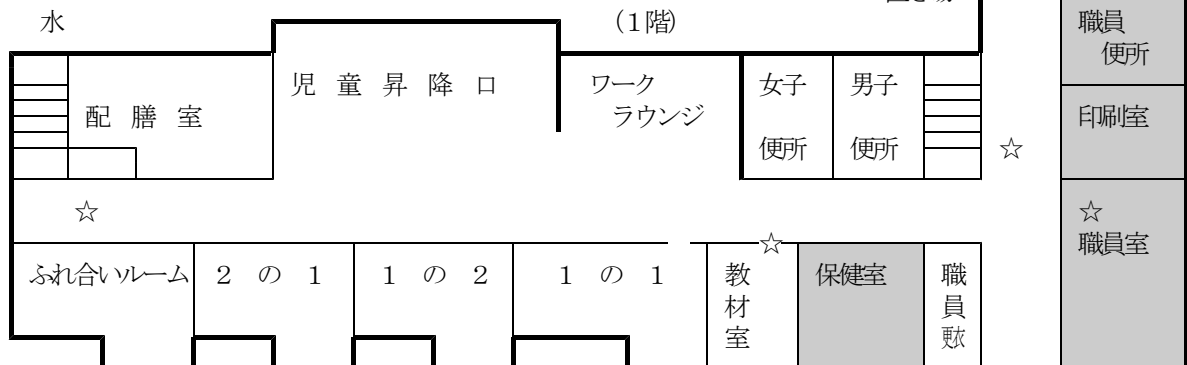
●校内災害対策本部：視聴覚室

- 第1次避難所：グラウンド
- 第2次避難所：体育館
- 第3次避難所：校舎1階
- 第4次避難所：校舎2階南側

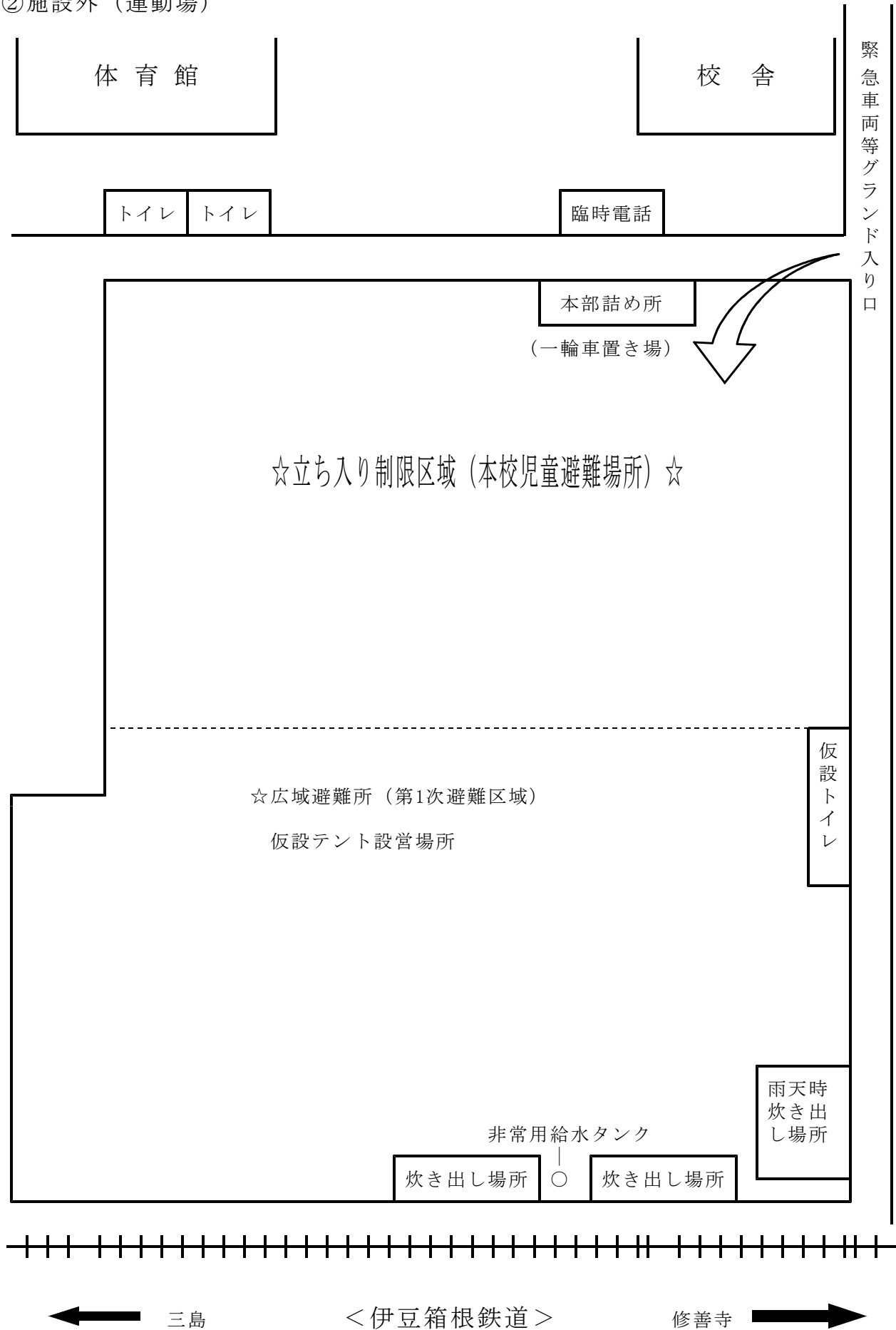
○救援物質置き場



○救援物質置き場



②施設外（運動場）





# 校内災害対策本部

## 支援内容

### 避難所支援班

校内災害対策本部	総括担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内対策本部の指揮の下、避難所支援班の設置</li> <li>・教職員の支援分担決定及び作業内容の確認</li> <li>・避難所運営本部の設置場所決定</li> <li>・避難所運営本部会議の設定</li> <li>・避難所生活の基本ルールについての助言</li> <li>・ボランティアへの対応</li> <li>・二次災害への対応</li> </ul>
	学校長・教頭・藤井	
	情報広報担当	
	平松・西村	
	物資管理担当	
	高橋達・野毛	
	食事・給水担当	
	昆・宇田	
	衛生担当	
石橋・駿藤		
救護担当		
三枝・安田		
警備防火担当		
高橋尚・原		
避難誘導担当		
菊地・佐藤・山本		

## 災害時連絡名簿

職務	職名	氏名	連絡先	居住地
施設管理者	校長	平野 好一	055-976-1640	三島市柳郷地
施設管理者代理者	教頭	奥藤 顕	055-949-6387	伊豆の国市寺家
近隣に居住する職員	教諭	石橋 光保	055-949-1761	伊豆の国市四日町